

令和6年度 足立区防災会議 《会議要旨》

1. 日時

令和7年2月4日（火）午前10時00分～11時30分

2. 場所

足立区役所本庁舎8階 特別会議室

3. 出席者

足立区防災会議委員66名中、54名出席（うち8名代理出席）

4. 会議内容

(1) 会長挨拶（足立区長）

(2) 基調講演：能登半島地震の被害と学ぶべきこと

講師：東京都立大学・首都大学東京名誉教授 中林 一樹足立区防災会議専門委員

(3) 議 事：「地区防災計画」（案）について

(4) 報 告：①被災地の現地視察報告について

②「足立区地区防災計画」修正方針について

③「足立区災害対策条例」の改正について

5. 議事の結果について（進行：足立区長）

以下の議事について、足立区防災会議委員の全会一致で承諾をいただき、**可決**となりました。

【議事内容等】

| | |
|------------------------------------|---|
| 【議事】 (1) 「地区防災計画」（案）について | 【危機管理部長】 以下の内容を説明。 (1) 令和5年度に新規策定及び修正した地区防災計画の承認について |
|------------------------------------|---|

以上

令和6年度 足立区防災会議 次第

日 時：令和7年2月4日
午前10時～

場 所：足立区役所8階
特別会議室

1 会長挨拶

2 基調講演

「能登半島地震の被害と学ぶべきこと」について

東京都立大学・首都大学東京名誉教授 中林 一樹 足立区防災会議専門委員

3 議 事

(1) 「地区防災計画」(案) について

4 報 告

(1) 被災地の現地視察報告について

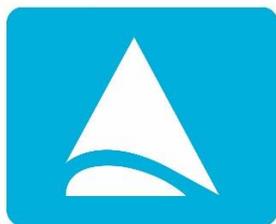
(2) 「足立区地域防災計画」修正方針について

(3) 「足立区災害対策条例」の改正について

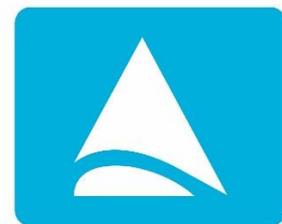
【資料】

- | | |
|---------------------------------|----|
| ① 資料1：足立区防災会議及び足立区国民保護協議会委員一覧 | 省略 |
| ② 資料2：足立区防災会議条例 | |
| ③ 資料3：基調講演「能登半島地震の被害と学ぶべきこと」 | |
| ④ 資料4-1：地区防災計画【案】(例：梅田東町自治会) | |
| ⑤ 資料4-2：地区防災計画概要版【案】(例：梅田東町自治会) | |
| ⑥ 資料4-3：令和5年度地区防災計画策定状況マップ | |
| ⑦ 資料4-4：令和6年度地区防災計画策定状況マップ | |
| ⑧ 資料5：被災地調査報告 | |
| ⑨ 資料6：足立区地域防災計画(震災編)修正 中間報告 | |
| ⑩ 資料7：足立区災害対策条例の改正について | |

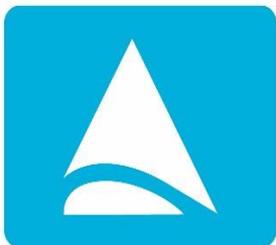
足立区
ADACHI CITY



足立区
ADACHI CITY



令和6年度 足立区防災会議



足立区
ADACHI CITY



足立区
ADACHI CITY

議事

「地区防災計画」 (案) について

梅田東町自治会 地区防災計画 (案)

令和6年3月

梅田東町自治会

2 地区特性

(1) 地区の成り立ちと現況

① 地形

自治会の地区内は、低地に土を盛った平坦地や水面を埋めた平坦地である盛土地・埋立地となっています。

盛土地・埋立地は、軟弱な粘土やシルト※が厚く分布しているため、地震時には揺れやすいとされています。

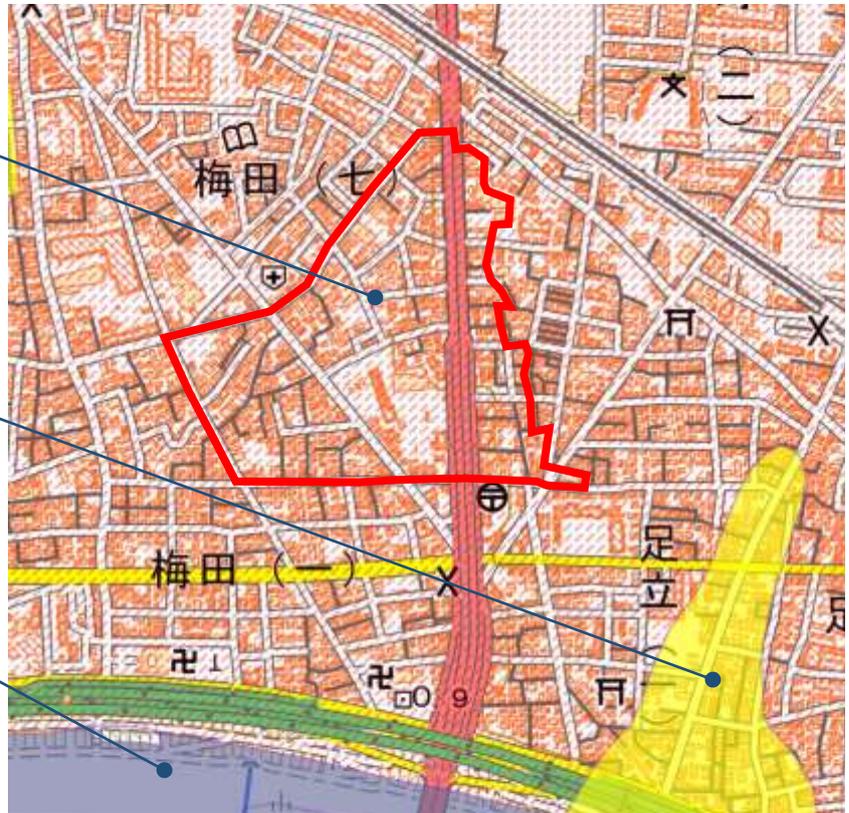
※シルト：砂より小さく、粘土より粗い破屑物（岩石が壊れてできた破片・粒子）をシルトと言います。

■土地条件図

盛土地・埋立地
（低地に土を盛って造成した平坦地や、水面を埋めた平坦地）

自然堤防
（洪水時に運ばれた砂等が、流路沿いに堆積してできた微高地）

高水敷・低水敷
（増水時に水没する河川敷）



出典：国土地理院「数値地図
25000（土地条件）」

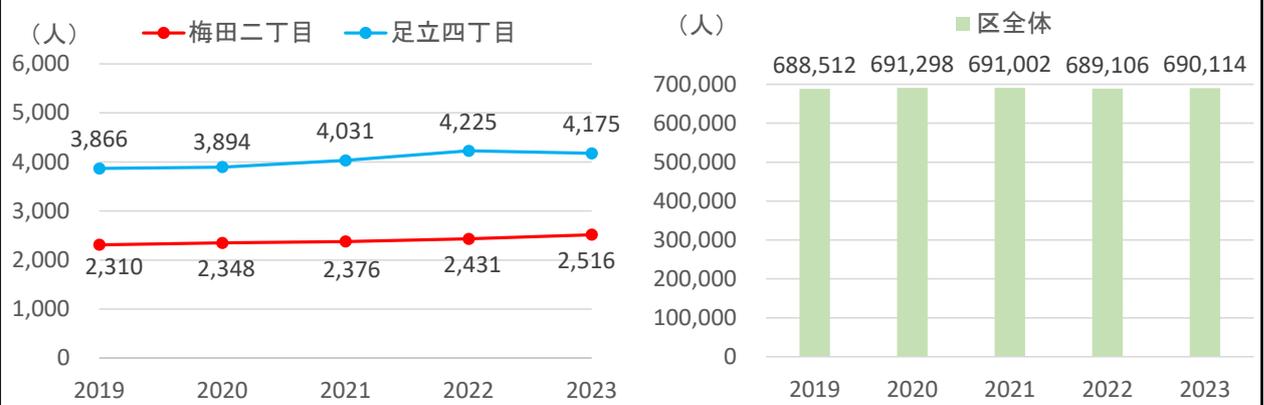
資料 4 - 1 (抜粋)

② 人口・世帯数

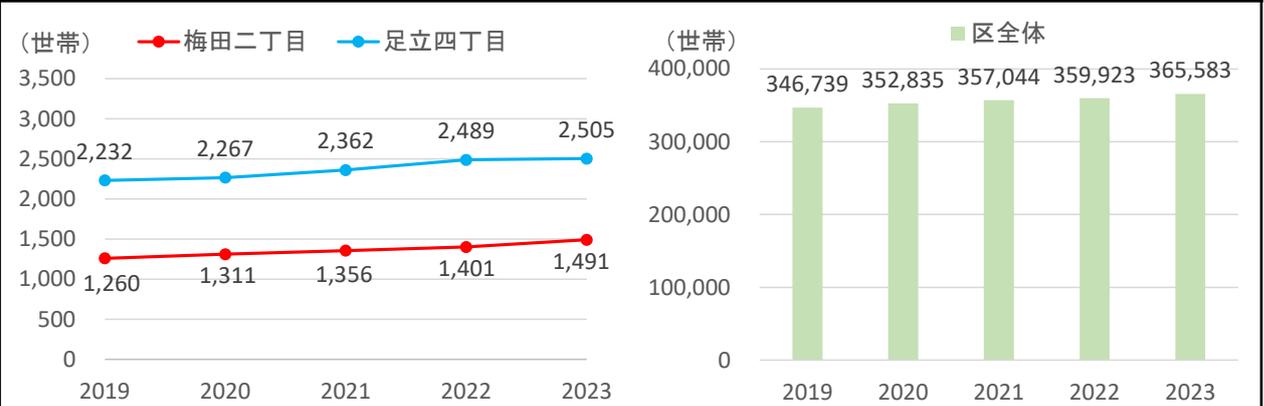
人口・世帯数は、梅田二丁目が人口 2,516 人、1,491 世帯、足立四丁目が人口 4,175 人、2,505 世帯となっています。(住民基本台帳、令和 5 年 1 月 1 日現在)

最近 5 年間の推移を見ると、人口は増加傾向となっています。

<人口>



<世帯数>

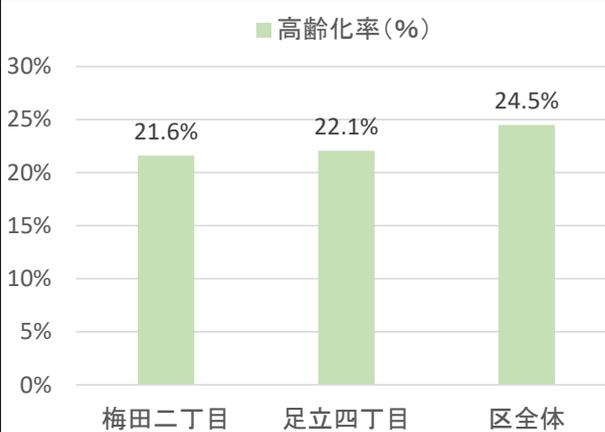


出典：住民基本台帳

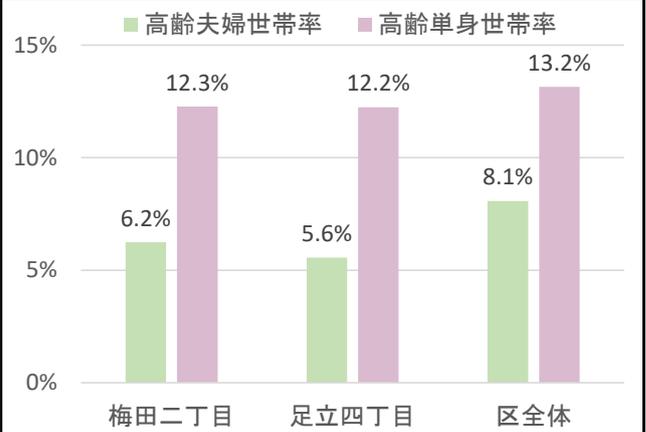
③ 高齢化 (65 歳以上の人口) の状況

梅田二丁目と足立四丁目の高齢化率、高齢夫婦世帯・高齢単身世帯 (令和 2 年) の割合は、いずれも区全体より低い水準にあります。

<高齢化率>



<高齢者世帯の状況>



出典：令和 2 年国勢調査

資料 4 - 1 (抜粋)

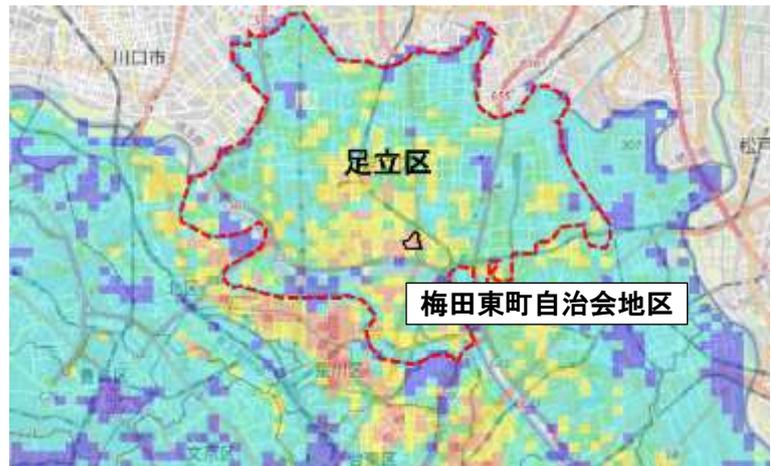
■建物全壊棟数

50-100 棟と想定されています。

<凡例>



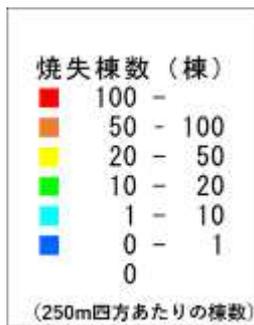
出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）



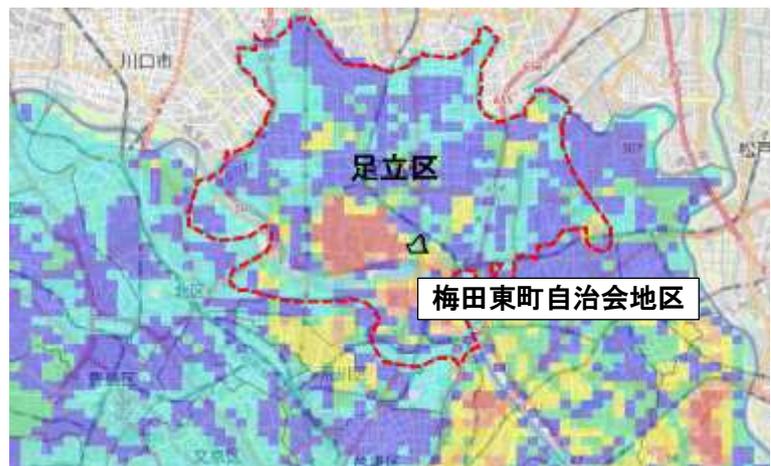
■建物焼失棟数

ほとんどの地域で 10~20 棟となっています。

<凡例>



出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）



■液状化危険度

危険度がやや高い表示となっています。

<凡例>



出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）





梅田東町自治会の地域のみなさまへ

梅田東町自治会では、自助・共助による地域防災力を向上させ、地区の被害を軽減することを目的として、「梅田東町自治会地区防災計画」を策定しました。この概要版は、地区防災計画の中から、大切な災害時の対応と地区防災マップを抜き出したものです。地震が起きた時や水害時に、自らがどのように動けばよいのか、ご家族、ご近所で話し合ってみましょう。

資料 4 - 2

地震発生時

地震発生！

自分の身を守る！ 身の回りの状況を確認！

危険が少ないと判断した場合には、自宅にとどまります。
(在宅避難)

情報伝達・安否確認の場

いっとき
一時集合場所に集合！

梅田二丁目児童遊園

一時的に集合し、様子を見る場所です。自治会や近所の方との情報伝達・連絡の場、安否確認を行う場となります。

避難するときは、電気のブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉めてください。

周辺に **火災等の危険** あり！

火災や危険から身を守る場所

避難場所に避難！

荒川北岸・河川敷緑地一帯

大地震時に発生する延焼火災や危険から、身の安全を守るための場所です。野外の大規模な公園・広場等が指定されています。
※建物内への避難ではありません！

火災の危険はなくなったが **家に被害があり生活できない**

一時的に生活する場所

第一次避難所に避難！

第一次避難所は、自宅に居住できなくなった被災者が一時的に生活する場所です。

第九中学校 足立小学校 梅島小学校

水害時

自宅に浸水しない階が**ある**場合

在宅避難

浸水しない階に移動し、自宅にとどまる

自宅に浸水しない階が**ない**場合

縁故等避難

浸水の恐れのない親戚・知人宅、ホテル等に公共交通機関が止まる前に避難する

在宅避難、縁故等避難が**むずかしい**場合

避難所への避難

非常用持ち出し品を持ち、風雨が強まる前に避難する

第九中学校 足立小学校 梅島小学校

スマートフォン用防災アプリ 足立区防災アプリ

足立区防災アプリは、防災関係の機能を一つにまとめたスマートフォン対応アプリです。主に以下の機能を利用することができます。

- ▶ 避難所の開設・混雑状況をマップ付き、リアルタイムで知ることが可能
- ▶ 非常時の情報をプッシュ通知でお知らせ
- ▶ GPS機能により、地図で現在位置、避難所の位置などを確認可能
- ▶ 各種ハザードマップや防災マップを搭載

ダウンロードは
こちらから

iPhone端末

Android端末



家庭内備蓄 水 食糧 薬 日用品
 ※最低3日分の備蓄が必要です!!

家具転倒防止
 ※けがをしないために。

連絡先を確認しておきましょう

足立区 防災

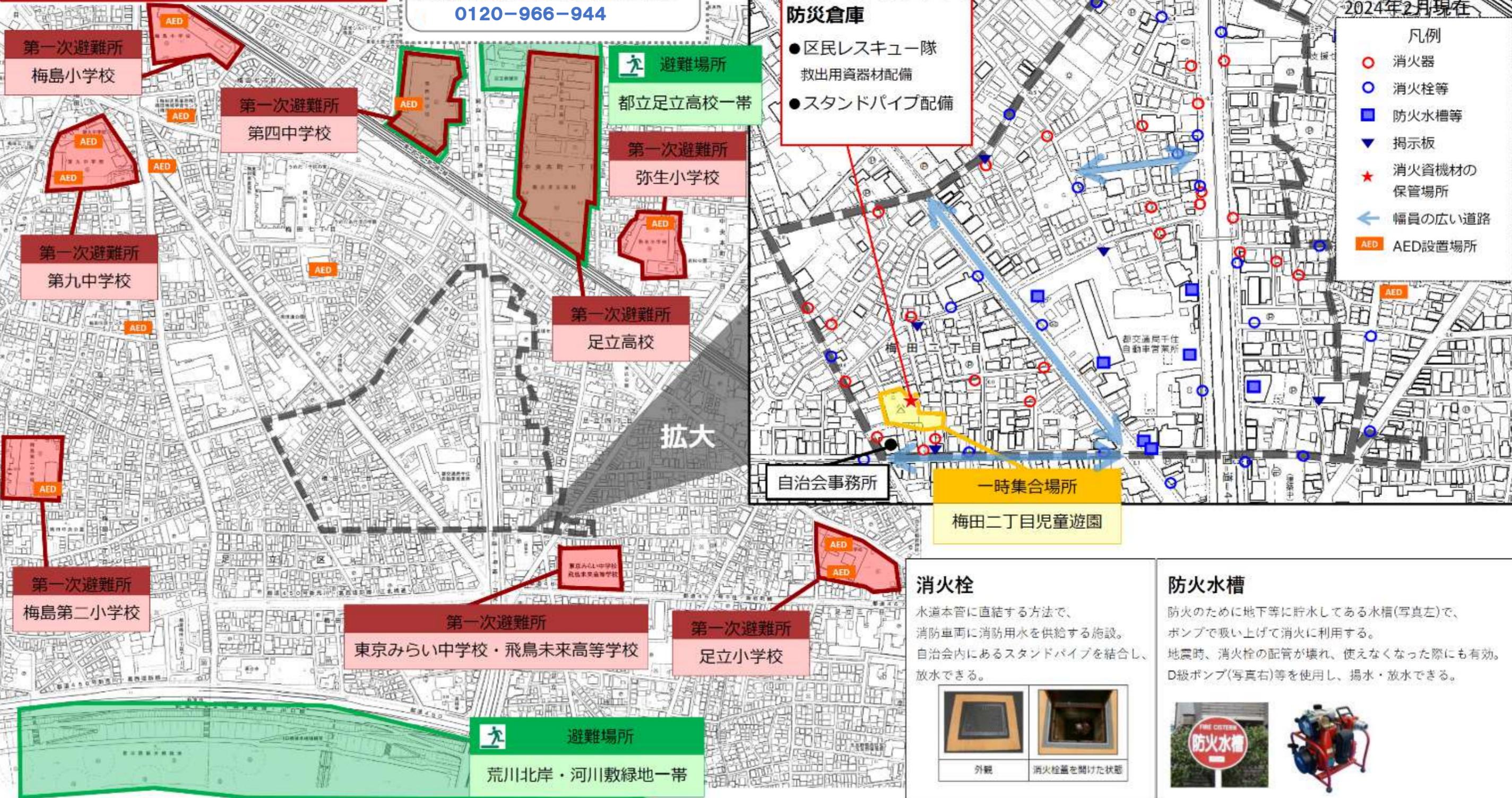
地震が起きた時のことを、ご家族、ご近所で話し合ってみましょう

◎災害用伝言ダイヤル **171**
 災害用伝言板 携帯電話各社で確認
家族の連絡手段を日ごろから話し合って決めておきましょう

◎防災無線テレフォン案内
 防災無線の放送が聞き取りにくい場合には、
 防災無線テレフォン案内をご活用ください。
0120-966-944

消火器 掲示板 設備

小型 大型 ロケット型



消火栓

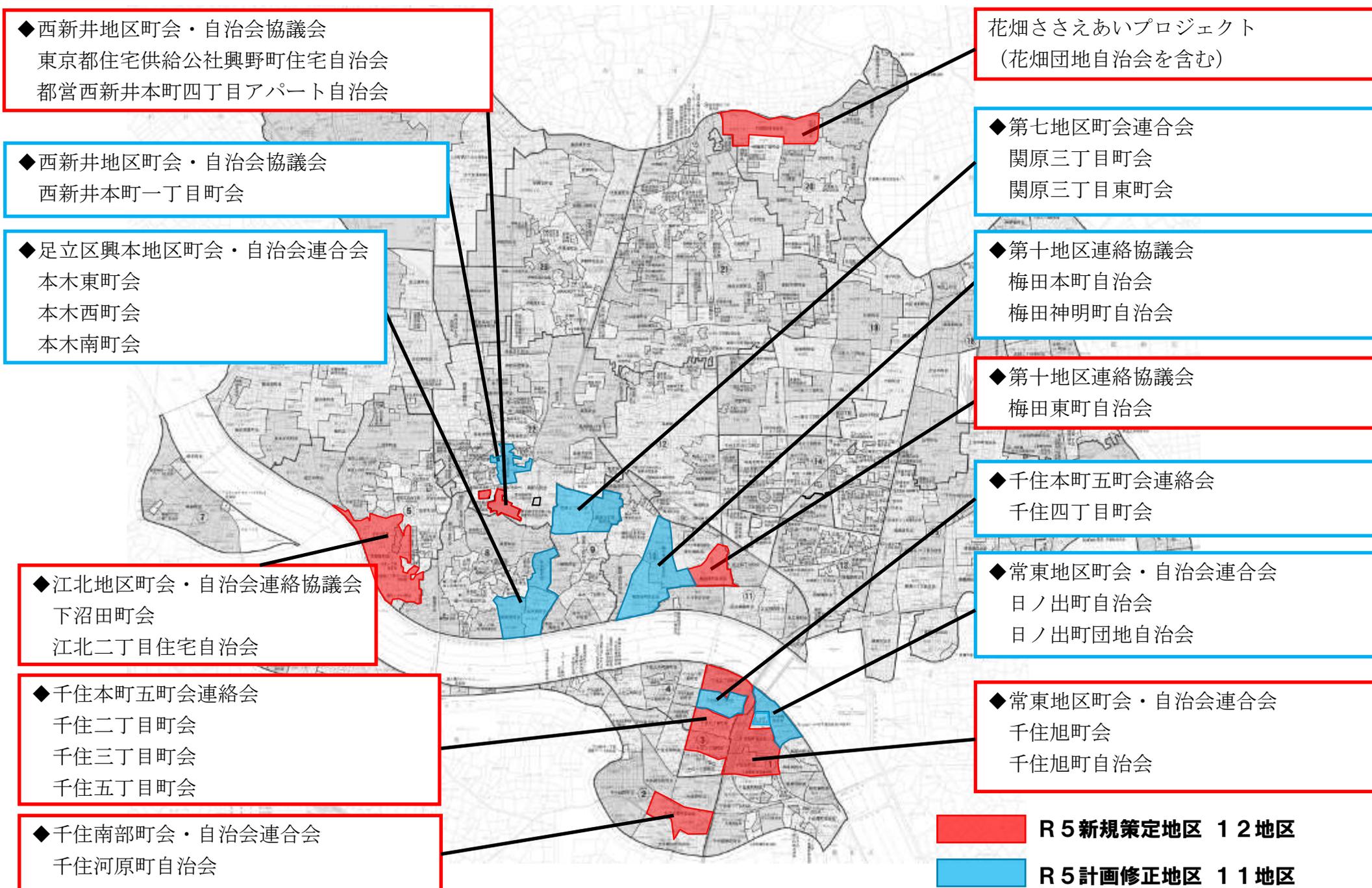
水道本管に直結する方法で、消防車両に消防用水を供給する施設。自治会内にあるスタンドパイプを結合し、放水できる。

外観 消火栓蓋を開けた状態

防火水槽

防火のために地下等に貯水してある水槽(写真左)、ポンプで吸い上げて消火に利用する。地震時、消火栓の配管が壊れ、使えなくなった際にも有効。D級ポンプ(写真右)等を使用し、揚水・放水できる。

令和5年度地区防災計画策定状況マップ



令和6年度地区防災計画策定状況マップ

◆江南連絡協議会

- 小台町会
- ラ・セーヌ小台自治会
- ライオンズマンション荒川遊園アクアステージ自治会
- 宮城町会
- 宮城第三団地自治会
- 尾久橋スカイハイツ自治会

◆第十地区連絡協議会

- 朝日プラザ梅田自治会

◆第11町会・自治会連合会

- 島根町会

◆佐野町会・自治会連絡協議会

- 佐野二丁目北町会

◆中央町会自治会連合会

- 五反野第3スカイハイツ自治会

- 中央本町四丁目団地自治会

◆綾瀬町会自治会連合会

- 綾瀬自治会

◆弘道地区町会自治会連絡協議会

- 西綾瀬町会

◆千住南部町会・自治会連合会

- 千住宮元町町会

◆西新井地区町会・自治会協議会

- 栗原町会
- 西新井西町会
- 西新井本町3丁目AP自治会
- 秀和西新井レジデンス自治会

■ R6新規策定地区 11地区

■ R6計画修正地区 7地区

被災地調査報告

【石巻市 / 熊本市 / 七尾市】

令和7年2月4日  ADACHI CITY

足立区危機管理部

能登半島地震(2024年)

石川県七尾市
令和6年10月29～30日

- ・ 七尾市役所
- ・ 被害状況確認 等

東日本大震災(2011年)

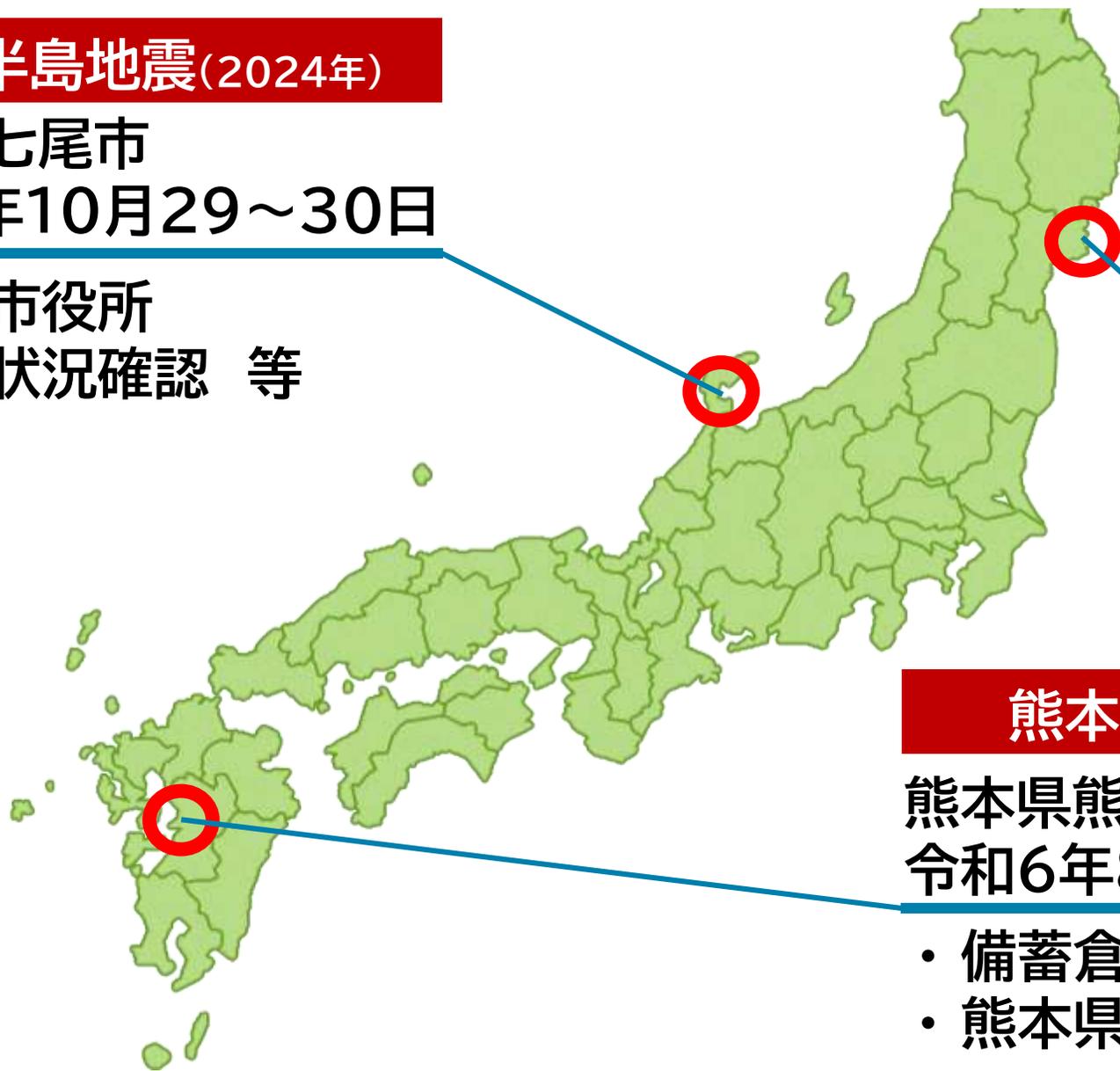
宮城県石巻市
令和6年5月15～16日

- ・ 防災センターの見学
- ・ 石巻市役所
- ・ 石巻赤十字病院 等

熊本地震(2016年)

熊本県熊本市
令和6年8月21～22日

- ・ 備蓄倉庫の見学
- ・ 熊本県庁、熊本市役所 等



課題1 「災害関連死」対策

課題2 「受援体制」の整備

課題3 「初動態勢」の整備

課題4 「複合災害」対策

災害関連死とは

災害時の建物の倒壊や火災などの直接的な被害ではなく、**避難途中や避難生活等による精神的・身体的負担**によって引き起こされる死のこと

【内閣府の定義】

当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの

※ 実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く



熊本地震の避難所 ※ 熊本市視察資料抜粋



熊本地震直後の市役所 ※ 熊本市視察資料抜粋

各被災地の災害関連死者数

| | 石巻市 (R6.2.29現在) | 熊本市 (R5.7.31現在) | 七尾市 (R6.10.15現在) |
|-----------------------|--------------------|--------------------|---------------------|
| 死者数 | 3,553 | 89 | 29 |
| うち 災害関連死 による死者数 | 276 | 83 | 24 |
| 割合 | 7.8% | 93% | 83% |

Point 1

死因の多くは**災害関連死**が占めている

Point 2

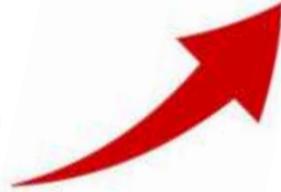
避難生活及び地震のショック、余震への恐怖による**肉体的・精神的負担**が原因。特に**呼吸器系疾患(肺炎・気管支炎)**の割合が高い

内閣府「災害関連死事例集」(令和5年5月増補)



災害関連死防止のために**避難所の生活環境の向上**が課題となる

区の対策方針

T K B の確保で避難所の生活環境を向上 

T *Toilet* トイレの確保

- ① 「災害時トイレ・確保管理計画」策定 (R7策定予定)
- ② 避難所避難者数7日分の簡易トイレの備蓄 (確保済)

K *Kitchen* 食料/水の確保

- ① 水・食料を区単独で3日分確保する (R9完了予定)
- ② 食料やキッチンカー等の提供に関する協定締結の推進

B *Bed* 睡眠環境の確保

- ① 避難所避難者数分のエアーマットの備蓄 (確保済)
- ② 発災直後の避難所避難者のうち要支援者数分の簡易ベッド、段ボールベッドを確保 (R7確保予定)

発災直後の「受援体制」に関する 七尾市役所 職員の声

「発災直後は人員が不足しており、必要な物資や人手不足に関するニーズ集約作業はできなかった」

「支援物資が届いても荷捌きの人員が不足していた」

「物資受入、輸送に加えて、家屋り災調査、避難所運営職員の人員が特に不足していた」

「事前に人的資源の受け入れ体制を構築していなかった」

発災直後に向けて

「ヒト」・「モノ」の受援に関する事前想定が必須



七尾市役所ロビーに積まれた物資



七尾市役所での手による荷下ろし

区の対策方針

受援体制整備のための、具体的マニュアルを策定

令和7年度

地域防災計画内の

受援計画で
基礎的事項を整理

令和8年度

個別の

受援マニュアルを策定し
詳細を具体化

検討内容

- ① 受援対象業務の事前抽出
 - ② 応援要請・受け入れの手順を整理
 - ③ 地域内輸送拠点^(※)の配置体制を整理
 - ④ 各部の役割の明確化
 - ⑤ 応援職員の待機場所の選定
 - ⑥ 各協定先との連絡体制の整理
- 等

(※) 都道府県等から供給される物資を受け入れ、避難所へ送り出すために市区町村が設置する拠点

「七尾市」の初動状況

当日の参集率

約30%

- ・ 職員安否確認は職員チャット、メール等で5～6日を有した
- ・ 連絡が取れても、介護や子どもの世話で出勤できない職員も一定数いた
- ・ 参集しても、初日は職員一人ひとりが何をすればよいかわからない状況
- ・ 1月3日に名古屋市が対口支援^(※)に入って来るまで混乱は続いた

(※) 対口支援
大規模災害で被災した自治体のパートナーとして、特定の自治体を割り当てて復興の支援をする手法

「熊本市」の初動状況

当日の参集率

約40%

- ・ 職員の安否確認、参集状況の把握もままならない
- ・ 全職員が初めて経験する事態に動揺、電話対応に忙殺
- ・ 1～2日間は混乱が続いた
- ・ 人事異動直後の発災であったため、職員の習熟度にばらつきがあった

区の対策方針

人員想定について

初動で必要な人員を確保し、発災直後の混乱を軽減するために
令和7年1月25日に実施した総合防災訓練の結果を踏まえ、
各部において発災直後の参集人員の過不足を検証中

- ① 各部内で人員が足りていたかどうか検討し、必要な人員を確保するように態勢を見直す
- ② 参集基準を見直し、各職員の参集基準を確認できるカードを配布することで、意識づけを行う

今後の課題

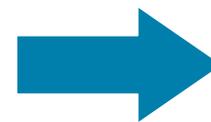
現在、各部で異なる安否確認方法の統一化

石川県七尾市 複合災害(地震+水害)による被害について聞き取り

2024年
被害

1月

能登半島地震



9月

奥能登豪雨

- ① 輪島や珠洲と比較すると水害の被害は少なかったが、
仮設住宅地全13箇所のうち**1箇所が豪雨により床上浸水**した。
- ② **仮設住宅を建てられる場所が限られており、**
土砂災害警戒区域に設置せざるをえないのが実情である。

区の対策方針

国や都、他区の動向を注視しつつ、専門家の意見を伺いながら、
区民の命を守るために必要な事項について検討していく

整理

想定される複合災害の「類型」と「課題」を整理

検討

後発災害による被害拡大対策について検討

長期的な人材確保手段の検討、避難の長期化対策、広域的な避難体制の構築 等

足立区地域防災計画(震災編) 修正 中間報告

令和7年2月4日



足立区危機管理部

目次

agenda

- 01 足立区地域防災計画について
- 02 計画修正のポイント
- 03 今後のスケジュール

■ 地域防災計画とは

「災害対策基本法第42条」
の規定に基づき、

防災関係機関による

「足立区防災会議」

が策定する計画



■ 本計画の目的

発災後の応急対策にとどまらず、減災の視点で、

区と防災関係機関、区民、事業者等の役割を明らかにし、

区民の生命、身体及び財産を災害から守る

令和8年3月
の完成に向け
修正中

被害想定の更新、被災地の現地調査結果、国や都計画等の変更点を反映、区施策の情報更新のために計画の修正を実施

計画修正のポイント

Pick up 

課題

“災害関連死” の防止

1 備蓄体制強化

① 備蓄量の大幅増強

水・食料 3日分
簡易トイレ 7日分

② 備蓄品目の多様化

口腔ケア用品
液体ミルク を新規導入

③ 備蓄管理体制強化

物流専門業者のノウハウを
用いた備蓄管理の導入

④ 災害拠点施設の新設

備蓄及び物資荷捌きの
拠点施設を新設 

2 各種支援体制の充実

災害時トイレ確保・管理計画
策定 

災害ケースマネジメント
導入推進 

マンション防災
推進 

3 受援体制の強化

- ① 庁内の受援体制を整理
- ② 詳細な受援マニュアルを策定

4 防災DXの推進

- 避難所への
- ① タブレットの配備
 - ② 電力・通信の確保拠点設置

5 区内被害の分析

都の想定をもとに
区内被害を避難所
区域で細分化

6 伝わりやすい名称に

第二次避難所 (福祉避難所)  福祉避難所 (第二次避難所)

7 その他修正事項

- ペット同行避難の検討
- 複合災害対策への検討
- 家庭内備蓄の推進
- 火山編の追加
- 職員参集基準の見直し 等

★1 『災害時トイレ確保・管理計画』を策定

R7
実施予定

災害時の適切なトイレ確保に向けた『災害時トイレ確保・管理計画』
策定委託の実施

R7当初予算計上(予定)
8,800千円

✓ 災害時にトイレが適切に確保できないと、避難所の衛生環境が悪化、感染症の蔓延につながる

➡ 災害関連死を防ぐためには、安心できるトイレ環境が不可欠

災害時トイレ確保・管理計画で定めるべき事柄

- ① トイレ確保タイムラインの作成
- ② 確保するトイレの種類及び必要数の検討
- ③ トイレ確保先・手段を事前に定める
- ④ 災害用トイレの運用ルールや点検方法の明確化
- ⑤ トイレ確保に関する庁内体制の明確化 等

『避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン』

※ 内閣府(防災担当)



国や都の計画等を参考に

足立区の実態に即した計画策定を目指す

★ 2 災害ケースマネジメント導入の推進

R7実施予定

災害ケースマネジメント導入に向けて、
現状の課題や活用資源の調査・分析、体制構築の検討等に関する委託を実施

R7当初予算計上(予定)

11,770千円

■ 災害ケースマネジメントとは **＝** 個別の被災状況・生活状況を把握し、必要な支援につなげる仕組み

┌ 個別の被災状況・生活状況（例：「障がいがあり生活がままならない」「職や住家を失った」等）

└ 必要な支援（例：被災者生活再建支援金、応急仮設住宅の供与、法律相談等）

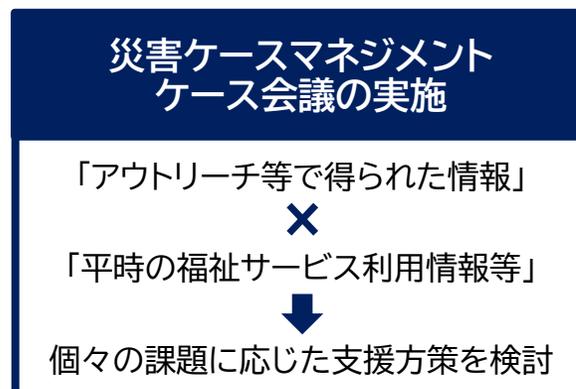
➔ 以下のような流れで、被災者が抱える生活課題の把握し、必要な支援へのつなぎを実施する。

災害ケース
マネジメント
のイメージ

STEP 1 訪問等による
被災者の発見、状況把握



STEP 2 被災者個々の課題に応じた
支援の検討・つなぎ



STEP 3 官民連携による被災者支援
の継続的な実施



★3 災害拠点施設の新設

令和11年度
完成予定

現在の課題

- ✓ 災害備蓄倉庫の老朽化・浸水の危険性
- ✓ 地域内輸送拠点(物資荷捌き場)が屋外のため風雨にさらされる

浸水リスクが低く、屋内に物資の荷捌き場を備えた新たな拠点施設が必要となる。

R7
実施予定

『旧入谷南小学校跡地活用基本計画』
の策定委託を実施 ※令和6年度より引き続き

R7当初予算計上(予定) 21,010千円 ※R6より債務負担

施設の
イメージ

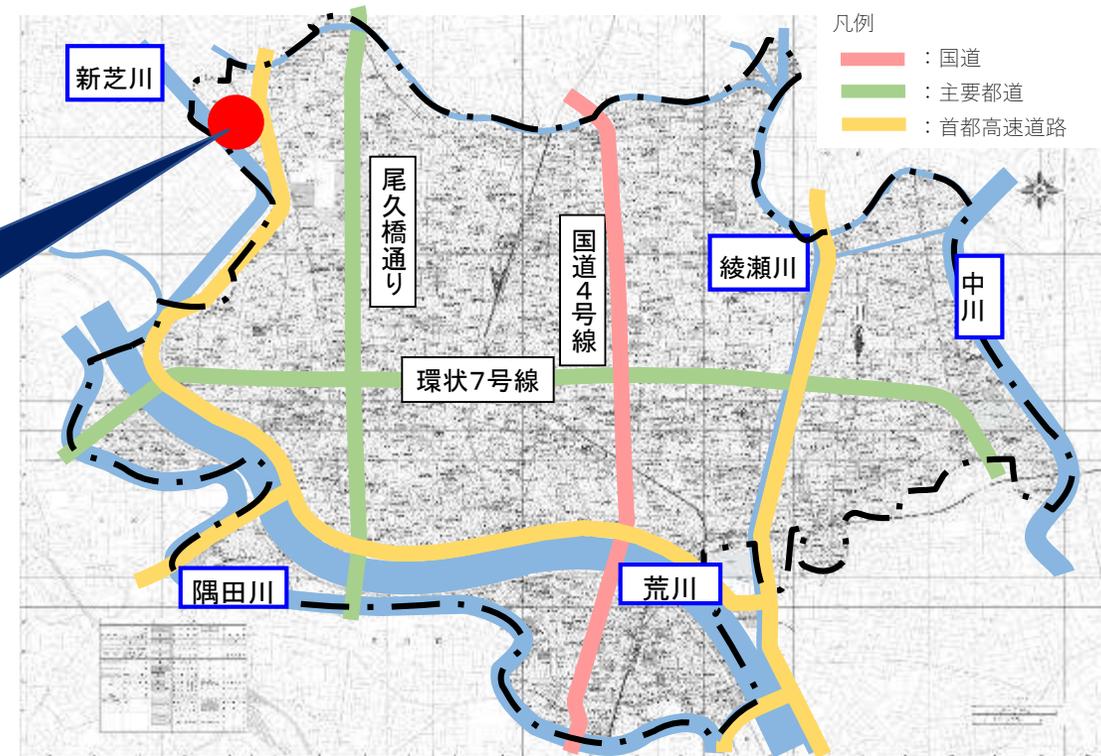
入谷拠点備蓄倉庫
(延べ床面積 約8,000㎡)

2階

備蓄倉庫

1階

物資の荷捌き場 等



★ 4 マンション防災の推進

- ✓ 耐震基準を満たしたマンションであれば、避難所ではなく在宅での避難が可能となる
- ➡ 在宅避難を継続できるよう、ライフライン停止に備えた防災備蓄の確保が重要

R7実施予定

マンションに対する備蓄品購入費を助成

R7当初予算計上(予定) 16,000千円

対象品目

『保存水(賞味期限5年)』および『簡易トイレ』

助成金額

1戸当たり 8,000円 (1棟あたり上限 800,000円)

支援期間

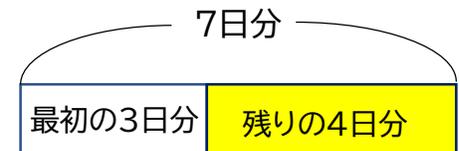
令和7年度から 3年間

対象となる
マンション住戸数50戸以上
または
階数6階以上の規模

かつ

防災備蓄倉庫を
設置していること

助成の考え方

7日分の備蓄が望ましいことから、
以下のとおり支援を実施

令和6年度

令和7年2月

令和6年度足立区防災会議**令和7年度**

令和7年6月

素案完成

8月

パブリックコメント・
東京都へ意見照会

令和8年2月

令和7年度足立区防災会議

3月

完成

足立区災害対策条例の改正について 改正方針案の考え方

令和7年2月4日  ADACHI CITY

足立区危機管理部

目次

agenda

01 足立区災害対策条例とは

02 条例改正案について

03 今後のスケジュール

足立区災害対策条例とは

災害への予防・対策に関し、区・区民・事業者の役割等を明記したものの。

一度も改正されていない

平成14年施行以後も、災害は発生し続けている。

平成14年施行

平成15年十勝沖地震
平成16年新潟県中越地震
平成19年能登半島地震
平成19年新潟県中越沖地震
平成20年岩手・宮城内陸地震
平成23年東日本大震災
平成27年関東・東北豪雨
平成28年熊本地震
平成30年北海道胆振東部地震
平成30年大阪府北部地震
平成30年西日本豪雨
令和元年台風19号
令和2年7月豪雨
令和3年福島県沖地震
令和6年能登半島地震

改正方針

Point①

時代の変化に対応した見直し

Point②

現在及び今後の取り組み方針を追加

区（区長）の責務を追加

1. 業務継続計画の整備と検証
2. 避難所の整備（建物確保・備蓄物資・生活衛生環境等）について
3. 災害関連死の防止
4. 職員の育成

条文化は23区初

区民の責務を追加

1. 逃げ遅れ等防止のため「自らの命を守る行動」を促す
2. 地域での助け合いと、平時から顔の見える関係を
3. 少なくとも3日分の備蓄を求める文言に修正

備蓄量を明確化

事業者の責務を追加

1. 従業員等の一斉帰宅の抑制
2. 事業継続が区全体の復旧・復興の支えとなる文言を追加

新たな取り組みを追加

条文化は23区初

1. 「複合災害」に対する施策検討
2. 「マンション防災」「要配慮者に対する施策」に関する条文を追加。
3. 毎月19日を「あだち備蓄の日」に
4. 「自助・共助・公助」が「相互に支え合い、つながり合う」ことで、より一層力を発揮していく方針とする。

区独自の取り組み

令和6年度

令和7年2月

令和6年度足立区防災会議

令和7年度

令和7年4月

パブリックコメント

避難所運営本部の

本部長・庶務部長会議で報告

令和7年6月末

第2回定例会

9月末

第3回定例会

いずれかで審議